

令和4年度区役所利用者のための一時託児委託 仕様書

1 件名

令和4年度区役所利用者のための一時託児委託

2 履行場所

横浜市泉区和泉中央北五丁目1番1号 泉区総合庁舎1階一時託児スペース

※別紙 泉区役所フロアマップ参照のこと。

3 履行期間

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

4 託児の運営日、時間等

(1) 運営日

土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び年末年始（12月29日から1月3日まで）を除く月曜日、火曜日、水曜日、金曜日

(2) 運営時間

午前9時から午後4時までとする。ただし、児童の迎えの最終時間は午後3時50分とする。

5 託児業務内容

泉区役所利用者のための一時託児を行う。

(1) 託児対象児童

ア 区役所窓口利用者及び乳幼児健診受診者の同伴の児童とする。

イ 対象児童の年齢は、生後6か月から未就学児童とする。

ウ 体調不良や感染症の疑いのある者は利用不可とする。託児利用中であっても、これらに該当する場合は託児を中止するものとする。

(2) 託児の定員及び託児時間

ア 託児の定員は最大6人とする。

イ 児童1人あたりの利用時間は、区役所各課窓口利用に要する時間とするが、最大2時間を上限とする。

(3) 利用に係る手続

ア 当日先着順とし、事前予約は受け付けないものとする。

イ 託児にあたっては、受託者が保護者の連絡先等を控えるなど、必要な事務手続を行うこと。

(4) 利用料金

利用者側の利用料は無料とする。

(5) 託児業務について

ア 窓口利用や乳幼児健診に要する時間、児童の託児を行うこと。

イ 児童に食事は与えないものとする。ただし、体調管理のため利用者が持参した飲料を与える

ことは可とする。

ウ 児童の着替え、おむつ交換等を行わないものとする。

エ 運営にあたっては児童の手指消毒や検温の実施、こまめな玩具等の消毒、換気など感染症対策を徹底すること。

オ 託児スペース内は常に清潔にし、児童の転倒防止等、事故防止策を徹底すること。

6 託児業務従事者

(1) 人員体制

運営時間中、常時2名体制とする。勤務シフトは受託者が設定するものとする。

(2) 資格要件

資格要件は設けないが、専門知識等を要する保育補助ができる人員を配置することが望ましい。

(3) 感染症対策

従事者はマスクの着用や手指消毒等、感染症対策を行うこと。

7 運営に必要な物品等

(1) 消耗品は原則として受託者が用意するものとする。

(2) 備品については、必要に応じ委託者と協議の上、委託者が用意するものとする。

(3) 一時託児スペースに設置している既存の物品(※)については、委託者が運営にあたり使用できるものとする。

※事務机2台、椅子5脚、ベビーベッド1台、授乳用パーテーション1組、カウンター1台、パンフレットスタンド2台、収納棚1台

8 利用実績報告

(1) 受託者は、毎月10日(土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日にあたる場合は直後の開庁日)までに、前月分の託児利用状況に関する実績報告書を委託者へ提出すること。

(2) 報告書については、委託者が提供するファイルにより提出すること。データ形式はExcelファイルとする。

(3) 報告書の作成にあたっては、日ごと及び時間帯ごとの利用者数、児童の年齢、利用時間、来庁目的等を集計すること。

9 その他

(1) 受託者は、実施施設及び事業実施上の瑕疵により、利用者その他の第三者に損害を与えた場合には、その損害を賠償すること。また、傷害保険等必要な損害保険に加入すること。

(2) 受託者は、仕様書に明記がない場合であっても、運営要綱の趣旨に照らし必要と認められる業務は委託者と協議の上、誠実に履行するものとする。

(3) 受託者は、一時託児施設の運営にあたり必要に応じて、委託者との協議を申し入れることができる。

- (4) 新型コロナウイルス感染症が拡大した場合等は、施設の一時的な閉鎖を含めた措置について協議するものとする。
- (5) 本仕様書に関して疑義がある場合には、別途と協議することとする。また、本仕様書に定めのない細目事項については、その都度双方が協議し、定めるものとする。

10 法令等の遵守

一時託児の運営にあたっては「区役所利用者のための一時託児施設運営要綱」の規定に基づいて行うものとし、関係法令等を遵守するものとする。

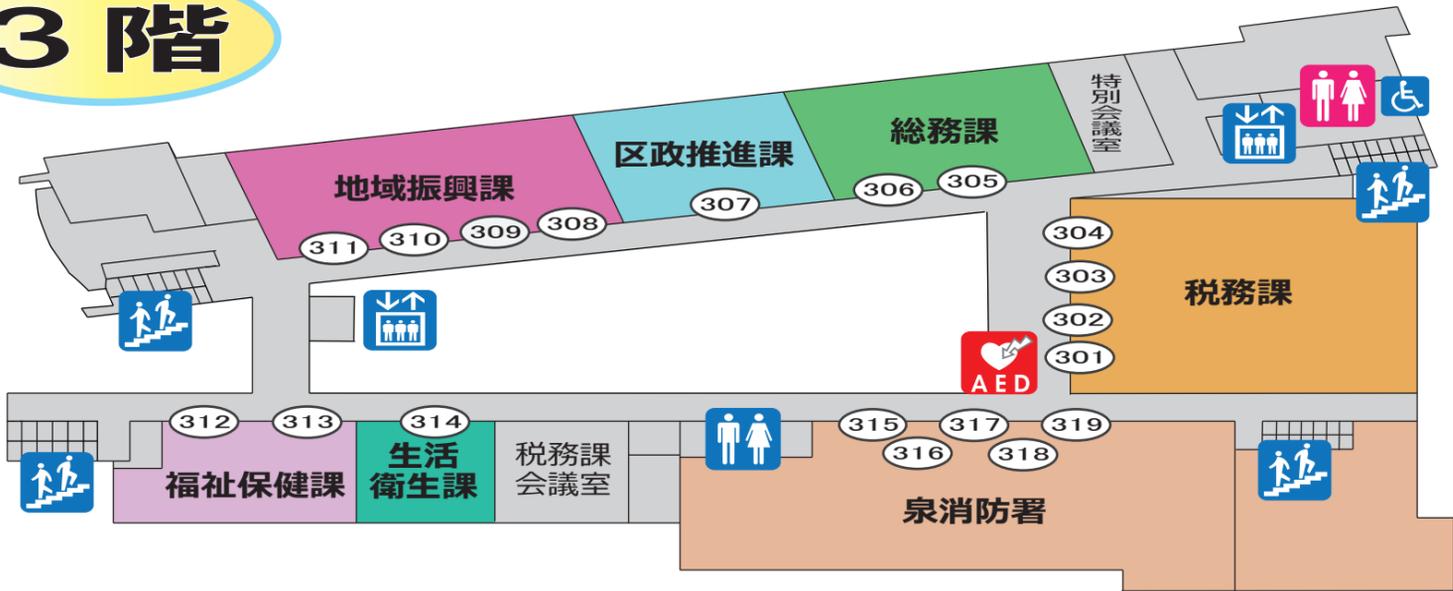
11 個人情報の保護

運営団体は、一時託児施設の運営に係る事務を処理するための個人情報の取り扱いについては、「個人情報取扱特記事項」を遵守すること。

4階



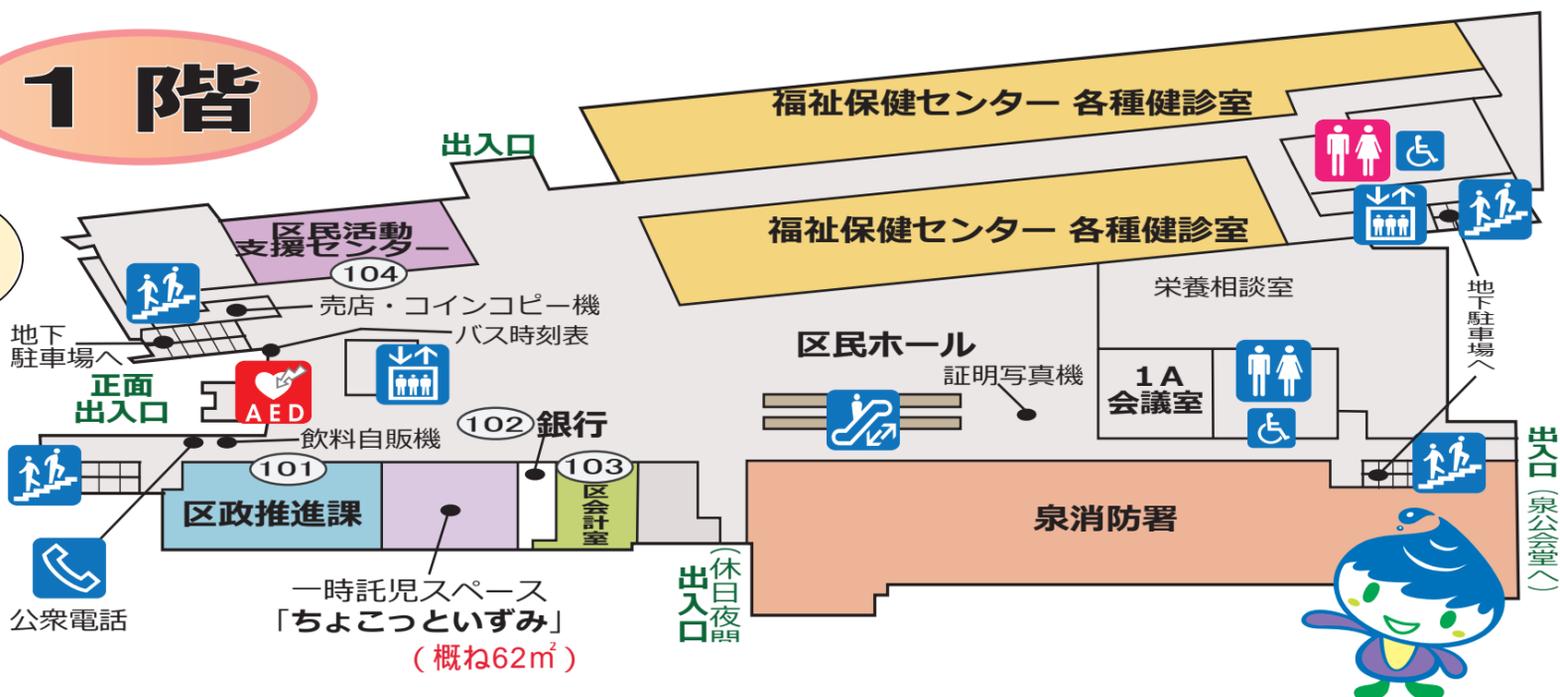
3階



2階



1階



長後街道 ←

泉公会堂 ⇒



区民広場

正面出入口

公共電話

一時託児スペース「ちよこつといずみ」(概ね62㎡)

休日夜間出入口

出入口(泉公会堂へ)



区役所利用者のための一時託児施設運営要綱

制 定 平成26年2月14日 泉総第1753号（泉区長決裁）

最近改正 令和3年12月24日 泉総第1616号（泉区長決裁）

（趣旨）

第1条 この要綱は、泉区役所を利用する区民の利便を図るために設置する一時託児施設の運営について、必要な事項を定める。

（管理及び運営）

第2条 一時託児施設の管理は、庁舎管理者とする。一時託児施設の運営は、前条に掲げる趣旨を達成することができ、継続的かつ安定的な事業運営が可能な団体（以下「運営団体」という。）に委託し、実施するものとする。

（運営内容）

第3条 一時託児施設の運営内容は、区役所利用者のための一時託児とする。

（利用対象者及び定員）

第4条 一時託児施設の利用対象者は、原則として、区役所利用者と同伴の未就学児童（以下「児童」という。）とする。ただし、体調の悪い児童や感染症の疑いのある児童を除く。

2 一時託児施設の利用定員は、児童6人を上限とする。

（運営日及び運営時間）

第5条 一時託児施設を運営する日は、次に掲げる日を除く日とする。ただし、区長が特に認める場合は、この限りではない。

- (1) 木曜日、土曜日、日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (3) 年末年始（12月29日から1月3日まで）

2 一時託児施設を運営する時間は、開庁時間内で庁舎管理者が定める。利用者1人当たりの利用時間は、区役所各課窓口利用等に要する時間内とする。

（利用に関する手続き）

第6条 利用に関する手続きについては、庁舎管理者と運営団体で協議した上で定める。

（利用の制限）

第7条 次に該当する場合には、一時託児施設の利用を認めないことができる。また利用

期間中であっても利用を中止することができる。

- (1) 児童又は保護者が第4条第1項に規定する要件に該当しないと認められるとき
- (2) 利用する児童が第4条第2項に規定する定員を超えたとき
- (3) その他運営団体が利用を不相当と認めたとき

(その他)

第8条 その他この要綱の施行に関し必要な事項は区長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。